

第5次岸和田市地域福祉計画
(素案)

令和4年●月
岸 和 田 市

目次

第1章 岸和田市がめざす地域福祉	1
1. 基本理念(岸和田版地域共生社会)	1
1) 増進型地域福祉の特徴	2
2. 5年後のめざすべき姿	4
第2章 施策の展開	8
施策の全体像	8
基本目標1 支えあい活動の担い手を増やす	10
1) 支える人を育てる・増やす	10
2) 支える人を支える	11
基本目標2 地域で支える活動の基盤の強化	13
1) 支える活動の基盤の強化	13
2) 地域における交流拠点の充実	13
3) 地域で当事者・家族に寄り添う	14
4) 情報発信力の強化	16
基本目標3 丸ごと支える仕組の強化	18
1) 総合相談体制の重層化	18
2) 地域・多機関ネットワークの強化	19
第3章 計画の推進	25
1. 計画の推進体制と評価・検証	25
2. 増進型地域福祉活動を推進する主体	25
3. 増進型地域福祉活動を支援する主体	25
第4章 地域福祉計画策定の趣旨等	26
1. 計画策定の趣旨	26
1) 地域福祉とは	26
2) 岸和田市における地域福祉のあゆみ	26
3) 岸和田市における地域福祉計画	27
2. 計画の位置づけ	27
3. 計画の期間	29
4. 法制度の動向	29
1) 社会福祉法の改正	29
2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	30
3) 再犯の防止等の推進に関する法律の成立	30
資料編	31
1. 本市における地域福祉を取り巻く現状	31
2. 岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画推進検討委員会委員	55
3. 策定の経緯	55
4. 用語の説明(※初出は図等を除く本文中の初出)	55

第1章 岸和田市がめざす地域福祉

1. 基本理念(岸和田版地域共生社会)

本市では、地域福祉計画を「福祉の観点」からまちづくりを進めていくための計画と位置づけ、これまで改定を重ね、「人権の尊重」、「自治型地域福祉の推進」、「増進型地域福祉の推進」、「ともに生きる社会(ソーシャルインクルージョン)の実現」を基本理念としてきました。

近年、国は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」に向け基本的な考え方を示しています。この国の基本的な考え方を踏まえ、第5次岸和田市地域福祉計画(以下では「本計画」といいます。)では、これまでの基本理念に「包括的な支援体制の構築」を加えるとともに、岸和田版地域共生社会の実現に向けて、「増進型地域福祉の推進」を中心においた基本理念を設定します。



1) 増進型地域福祉の特徴

① 地域での幸せの実現

マイナスからゼロへという目標ではなく、地域での幸せを実現することをめざします。

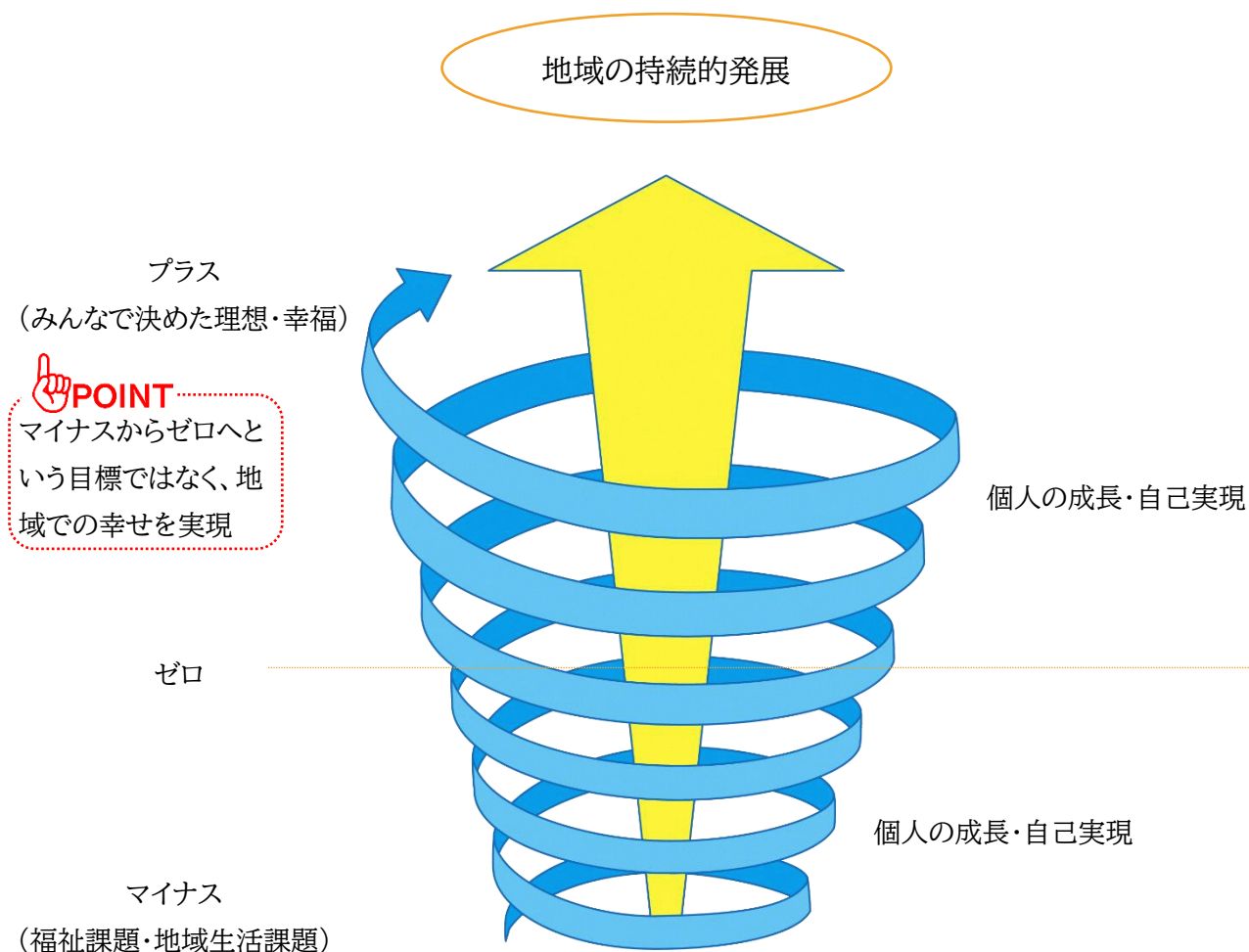
② みんなで話し合っって幸せを実現

増進型地域福祉では、幸せを地域の人々で話し合い実現します。

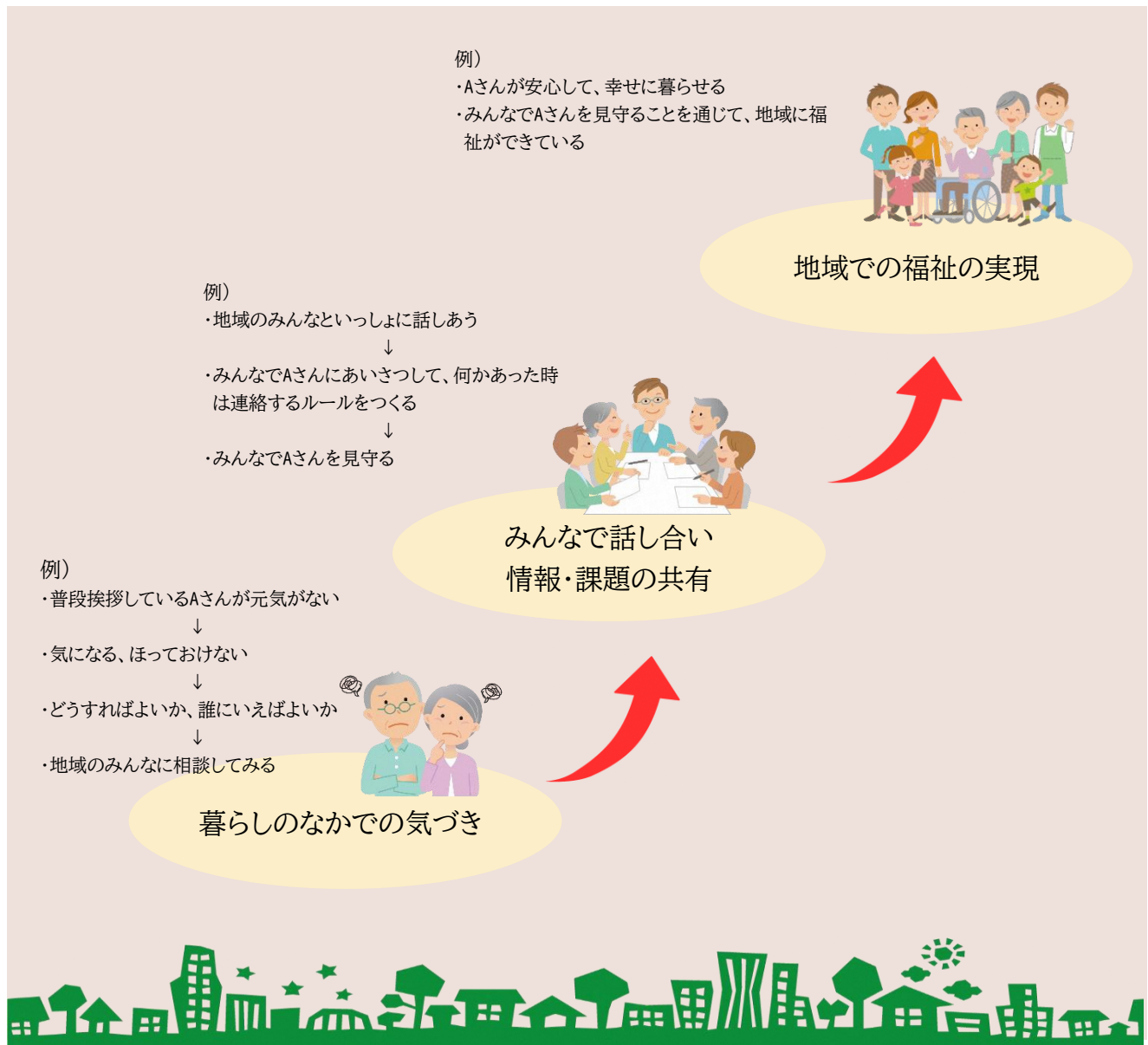
③ 一人ひとりが地域とともに成長

増進型地域福祉は個人の生涯的成長・自己実現と地域の持続的発展の両方をめざします。

増進型地域福祉のイメージ



みんなでの話し合いのイメージ



2. 5年後のめざすべき姿

増進型地域福祉の推進をめざして、住民一人ひとりが、暮らしのなかで、地域や自分の生活上の困りごとや気になることに気づき、それを地域住民同士や多様なグループ、団体等で話し合い創意工夫して地域福祉が推進されている姿をめざします。そこで「5年後のめざすべき姿」を「みんなで創意工夫し支えあい、笑顔あふれるまち」とします。

みんなで創意工夫し支えあい、
笑顔あふれるまち

これまでも、本市では現行計画において市民懇談会プロジェクトを重点プロジェクトとして位置づけ、地域の主体的な話し合いで増進型地域福祉の推進に取り組んできました。その成果として、いくつかの地域で市民懇談会が立ち上がり、現在も主体的に活動をしています。

5年後のめざす姿は、そういった市民懇談会プロジェクトの活動のように、暮らしのなかの課題やニーズに気づき、地域において主体的に福祉やその他分野における課題や目標を話し合い、創意工夫して取り組むグループが新たに生まれたり、地縁組織(町会・自治会等)やテーマ型グループ(誰もががっどえるリビング、子ども食堂等)等のような既存のグループが活性化している姿です。





●朝陽地区沼町取組：町会による町会館の建替えの取組

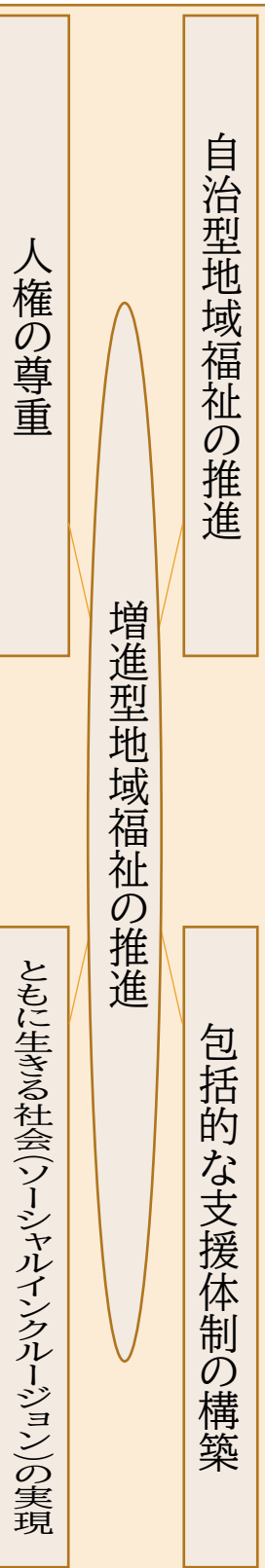


●光明地区の取組：市民懇談会プロジェクトの取組

第2章 施策の展開

施策の全体像

基本理念

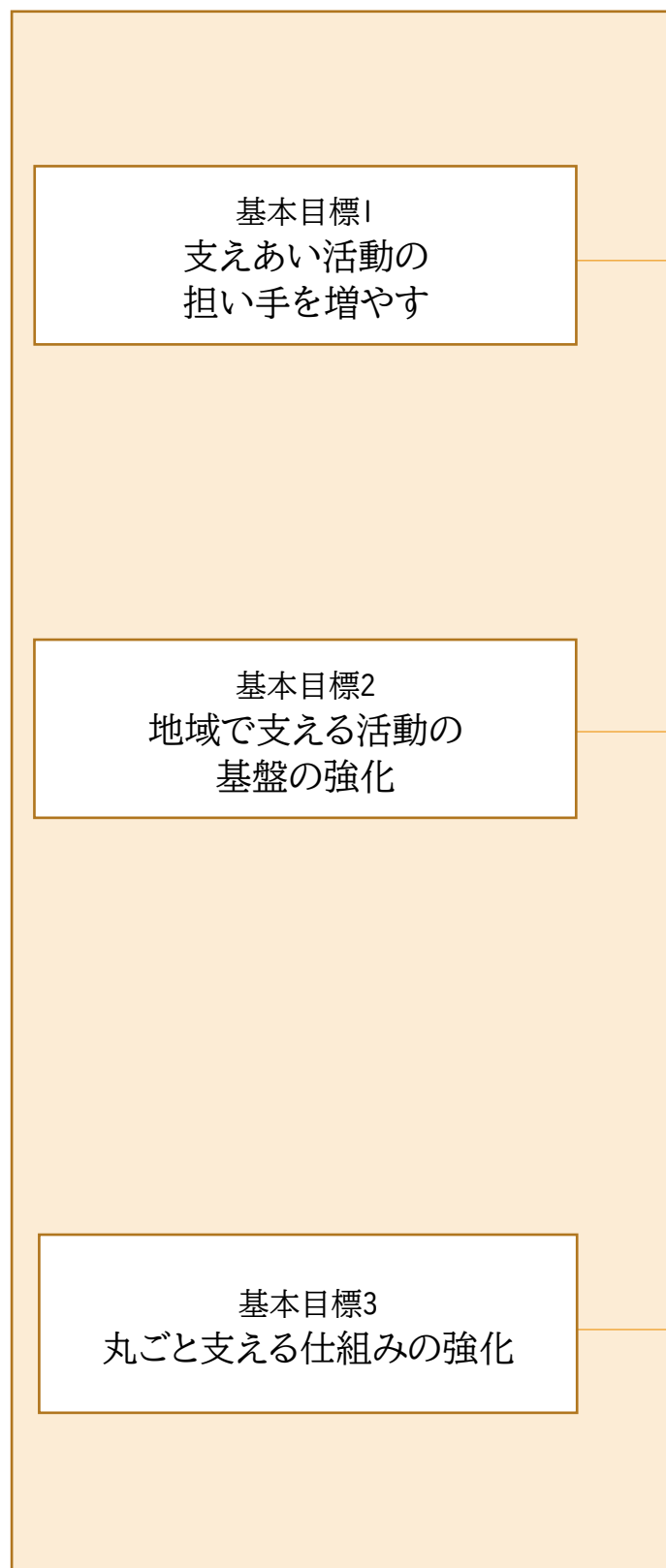


5年後のめざすべき姿

みんなで創意工夫し支えあい、
笑顔あふれるまち

基本目標

大分類



基本目標

中分類

小分類

1 支える人を育てる・増やす

- (1) 小・中学校での福祉教育・社会貢献学習の推進
- (2) 高校や大学等との連携の強化
- (3) 地域での福祉教育・社会貢献学習の推進
- (4) 寄附文化の醸成
- (5) 新たな市民活動の担い手の発掘と育成

2 支える人を支える

- (1) 市民活動を支える中間支援機能の強化
- (2) 災害時のボランティア支援体制の構築
- (3) 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

1 支える活動の基盤の強化

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 地区福祉委員会との連携
- (3) ボランティアの新しいあり方の検討

2 地域における交流拠点の充実

- (1) 公民館や町会館等を活用した地域の拠点づくり
- (2) 空き家等を活用した地域の拠点確保

3 地域で当事者・家族に寄り添う

- (1) 身近な相談機会の提供
- (2) 介護が必要な人や認知症の人を地域で支えるしくみづくり
- (3) 地域とつながるための見守り体制の充実
- (4) 地域における健康づくり・介護予防に向けた取組の推進
- (5) 生活支援ニーズへの対応の検討

4 情報発信力の強化

- (1) 多様な媒体や機会の活用
- (2) 様々な地域 情報の発信強化
- (3) 情報アクセス等のバリアフリー化の推進

1 総合相談体制の重層化

- (1) 身近に相談できる体制づくり
- (2) コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センターの機能の充実

2 地域・多機関ネットワークの強化

- (1) 地域防災力の強化
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) ひきこもりの人を支えるネットワークづくり
- (4) 成年後見制度利用の促進
- (5) 再犯防止の推進
- (6) 虐待防止・対応のためのしくみづくり

基本目標１ 支えあい活動の担い手を増やす

1) 支える人を育てる・増やす

(1)小・中学校での福祉教育・社会貢献学習の推進

○ 子ども向け啓発資料の作成

市民と協働でボランティアや寄附等、社会貢献に関する基礎知識等をわかりやすく解説する啓発資料を作成します。市内の幼稚園・小中学校、または人権教育関連団体に対して啓発資料に関する周知を行います。

○ 地域活動の中で学ぶ社会貢献学習プログラムの開発

市内の幼稚園、小中学校に対して、福祉教育に関する情報提供や啓発を行い、学校と地域との連携をサポートします。

○ あらゆる人を排除しない、多様性を学ぶ教育プログラムの推進

あらゆる人を排除しない福祉教育プログラムを推進し、子どもたちが多様性を学ぶ機会をつくれます。

(2)高校や大学等との連携の強化

○ 高校生の福祉やボランティア活動への参画

岸和田市立産業高校へ、ボランティアや地域活動に関する情報提供を行い、子どもたちの学びの機会をサポートします。

○ 大学等との連携強化

連携協定を結んでいる和歌山大学や桃山学院大学との連携を深め、学生を対象とした地域福祉に関する啓発や、まちづくりに実践的に関われる人材の育成に努めます。

(3)地域での福祉教育・社会貢献活動の推進

○ 地域における支えあいを学ぶ機会の充実

地域での研修会の企画への助言や、暮らしに役立つ知識や情報を提供する出前講座の講師派遣等を通じて、市民の幅広い学びをサポートします。

○ ボランティア養成講座の充実

市民ニーズに見合った、市民が地域課題解決に関わるきっかけとなるようなボランティア養成講座を開講します。

○ 人権に関する法律等の周知・啓発

だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会の実現に向けて、地域において人権3法(障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法)の周知や啓発を行います。

(4)寄附文化の醸成

○ 寄附の推進

災害義援金の受付や災害支援を行っている日本赤十字社募金等、目的を明確化した寄附の募集を行います。

○ 寄附教育の推進

寄附はボランティアと併せて社会貢献の両輪であるという認識のもと、子どもたちが寄附について、正しい知識と理解を得られるよう小中学校への情報提供を行います。

(5)新たな市民活動の担い手の発掘と育成

○ 新たな担い手の発掘とコーディネート機能の拡充

情報提供やボランティア講座の開催等により、ボランティア活動の新たな担い手の発掘を支援します。

○ 事業者の社会貢献活動の推進

事業者が地域に社会貢献できるように、事業者バンク登録を市民に周知し、活動が広がっていくよう支援します。

2) 支える人を支える

(1)市民活動を支える中間支援機能の強化

○ 中間支援機能強化に向けた体制整備

市民活動サポートセンターにおいて、地域の課題解決を担う市民活動実践者の育成と活動支援を行います。

○ ボランティア活動支援の充実

① 学習支援、部活動支援、図書の整理や花壇の整備、学校行事の支援、登下校の見守り等のボランティア活動を支援することで、地域と学校の連携・協働を推進します。

- ② 学校支援地域本部等の教育分野や岸和田ファミリーロードプログラムの環境美化活動等において、市民・自治会・企業等と協力し、ボランティア活動を支援します。

(2) 災害時のボランティア支援体制の構築

- 災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備
災害ボランティアセンターの設置に必要な庁内の調整等を行います。

(3) 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

- 地域貢献活動実施に向けた支援
社会福祉法人が無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する、公益的な取組の充実のため、社会福祉活動支援地域協議会を開催し、地域の課題や先進的な取組事例を情報共有し、情報発信を行います。

基本目標2 地域で支える活動の基盤の強化

1) 支える活動の基盤の強化

(1) 地域福祉活動の推進

○ 地域福祉活動の推進

地域活動を協議する場に参画し、地域福祉活動の推進を支援します。また、各地域での取組に関して情報収集を行い、相互に情報交換ができる場を設けます。

○ 地域組織間の連携

各地域での取組に関して情報収集を行い、相互に情報交換ができる場を設けます。

○ 市民活動団体等におけるリーダーの育成

市民活動団体を対象にした運営や組織体制に関する各種講座、イベントを開催します。

(2) 地区福祉委員会との連携

○ 助けあいの網の目づくり

地域ケア会議を開催し、地区福祉委員会との連携を図ります。

(3) ボランティアの新しいあり方の検討

○ 新たな担い手の発掘と取組の検討

情報提供やボランティア講座の開催等により、ボランティア活動の新たな担い手の発掘を支援するとともに、講座の参加者にアンケートを実施する等ボランティアについて検討します。

この参加者との検討を通じて、地域における新しい取組や市が把握していない取組について情報を把握するよう努めます。

2) 地域における交流拠点の充実

(1) 公民館や町会館等を活用した地域の拠点づくり

○ 誰もが集えるリビングの充実

拠点確保の支援等を行うと同時に、立ち上げに際して民間助成金の紹介を行う等、自主的な財源確保の支援を行います。

○ 生活課題を抱える人を対象とした居場所の運営

居場所への専門職の参画等を推進します。

(2) 空き家等を活用した地域の拠点確保

○ 拠点確保の推進

空き家無料相談会において、拠点確保につながるようなさらなる案件の収集に努めます。

3) 地域で当事者・家族に寄り添う

(1) 身近な相談機会の提供

○ 市民にとって身近な相談機会の提供

コミュニティソーシャルワーカーの出張相談会を、市民センターのほか、ショッピングセンター等の人が集まりやすい場での開催を増やします。

○ 地域における防犯の取組の推進

地域の多様な場で開催する防犯についての講義を支援するため、引き続き出前講座等を通じて講師を派遣します。

(2) 介護が必要な人や認知症の人を地域で支えるしくみづくり

○ 認知症サポーターの養成及び活動推進

市内各所での認知症サポーター養成講座の開催の呼びかけと講師調整を行うとともに、サポーターの講師役となるキャラバンメイトの養成も行います。

○ 認知症の早期発見

認知症の早期発見に向け、「物忘れ相談プログラム」を活用した福祉まるごと相談会の実施に加え、認知症の初期症状がある方を対象とした専門職による初期集中支援チームの設置を推進します。

○ 医療と介護の連携推進

認知症の人や家族を支援するため、認知症専門医、かかりつけ医、介護専門職等、医療と介護の連携を推進します。

○ 家族の負担軽減に向けた支援

「認知症の人を支える家族のつどい」を開催し、家族介護者の知識向上・情報交換を目的とし、同じ悩みを持つ者同士の交流を深める場を提供します。また介護の専門職に対し意見を求める場の提供にも努めます。

○ 若年性認知症本人や家族への支援

若年性認知症の人に対する理解のための啓発を進めるとともに、会員同士の交流促進を図っていきます。

○ 見守りSOSネットワークの構築

認知症高齢者等、行方不明になった方の早期発見のために協力機関に情報発信する見守りSOSネットワークの機能を充実します。

○ 認知症カフェの増設

認知症カフェの増設については、公民館や集会所を利用するだけでなく、事業所や空きスペース等の利用を検討します。

(3)地域とつながるための見守り体制の充実

○ 自殺を防ぐためのネットワークの構築と人材育成

自殺防止のために、「いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」を継続して開催し、庁内外の関係機関によるネットワークを更に深め、積極的な情報交換を行います。

また、市民の相談窓口となる機会の多い市職員や外部機関の職員を対象にした研修や、関係機関との共催による研修を開催し、「ゲートキーパー」を養成します。

○ 孤立を防ぐ地域での見守り体制の充実

地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)・地域包括支援センターによる取組に加え、新聞や電気・水道・ガス事業者等とも連携し、支援を必要とする人の早期発見や支援に取り組みます。

○ 地域での子どもの見守り体制の充実

「子どもの安全見まもり隊※」のボランティアや協力者の増加をめざして広く市民に呼びかけるとともに、「こども110番の家※」のタペストリー、マニュアルを各小学校、町内会へ配布する等、普及に努めます。

(4)地域における健康づくり・介護予防に向けた取組の推進

○ 地域での生涯スポーツと健康づくり

地域での孤立化防止と健康づくり促進のため、生涯スポーツや健康づくり教室等を通じて、市民が自主的に介護予防体操を行う、通いの場を市内全域に広げるための普及啓発活動を進めます。

(5)生活支援ニーズへの対応の検討

○ 地域内の公共交通ネットワークの整備

地域巡回ローズバスについて、運行ルートやダイヤの見直しを検討しつつ適正な運行管理を行いながら、交通まちづくりアクションプランに基づき、地域バス等様々な移動手段の導入検討を行います。

○ 買い物支援の取組についての検討

必要性に応じて、買い物が困難な高齢者、障害のある人等への支援として、行政、地域やNPO・ボランティア団体、事業者等の連携・協働により、朝市の開催や無料宅配サービスや移動販売(移動スーパー)等のサービス等、地域特性に合った取組を検討します。

○ 生活支援に関する取組の検討

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業により、生活支援について、市民への啓発を行い、市民の主体的な参画を促します。

4) 情報発信力の強化

(1)多様な媒体や機会の活用

○ 広報きしわだの周知

広報きしわだを市内の主な公共施設やJR・南海電鉄の各駅、コンビニエンスストアに備え付け、市民が必要な情報を簡便に入手できる環境を更に充実させます。

また、点字版や音声版の広報きしわだの周知を進めます。

○ 多様な媒体の活用

テレビ岸和田、ラヂオきしわだと協議し、日常的に市政情報や関連イベント・講座について情報提供や取材依頼ができるしくみを推進します。

また、ホームページやSNSを活用した情報発信を積極的に行います。

(2)様々な地域 情報の発信強化

○ 地域・団体活動の情報の収集と発信

拠点や活動分野を越えた地域や団体の多様な活動について、市内全域での情報集約を行い、情報にあった適切な媒体を使用し、積極的に発信します。

(3)情報アクセス等のバリアフリー化の推進

○ 障害のある人等に対する情報保障の充実

視聴覚に障害のある人や外国人等、地域の情報を得るのに制約がある人に対する支援として、点訳や音訳等による情報保障、手話通訳・筆記通訳等による情報保障・コミュニケーション支援、多言語での翻訳資料の提供等、合理的な配慮のもと市民の協力を得て行います。

また、障害や年齢、環境の違いに関係なく、誰でも同じように情報を得ることができるウェブサイトづくりをめざします。

基本目標3 丸ごと支える仕組の強化

1) 総合相談体制の重層化

(1) 身近に相談できる体制づくり

○ 市民にとって身近な相談機会の提供【再掲】

コミュニティソーシャルワーカーの出張相談会を、市民センターのほか、ショッピングセンター等の人が集まりやすい場での開催を増やします。

○ 身近に相談できる関係機関同士のネットワークづくり

地域ケア会議等、行政・専門職・市民等が参加する会議を通じて関係の構築を図り、専門職同士の日常的な情報共有と連携を図り、身近に相談できるネットワークづくりを進めます。

(2) コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センターの機能の充実

○ コミュニティソーシャルワーカーの機能充実

概ね中学校区ごとに配置されるコミュニティソーシャルワーカーが、地域の活動について現状を把握し、支援を必要とする高齢者、障害のある人、子育て中の親等に対する相談、見守り、必要なサービスへつなぐための専門性の習得や、能力向上に向けた研修の機会を設け、受講を促します。

○ 地域包括支援センターの相談機能の強化

地域包括支援センター職員が、介護予防や自立支援に加え、未就労者、住宅等の生活関連領域を含めた様々な相談内容に応じ、適切な支援を迅速に行えるよう、研修会や事例検討会等を実施し、職員の質的向上を図ります。

○ 地域全体で支えあうネットワークの構築

地域課題の解決に向けた多職種連携による地域ケア会議の充実とともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが中心となり、介護・医療サービス、ボランティア活動、地域の見守り活動等の様々な社会資源と当事者や家族をつなぐとともに、ケアマネジャー（介護支援専門員）や民生委員・児童委員等、課題を抱える人を支援する人同士のネットワーク構築を推進します。

2) 地域・多機関ネットワークの強化

(1) 地域防災力の強化

○ 防災福祉コミュニティづくりの推進

防災福祉コミュニティの組織率を向上させるための立ち上げ支援を行うとともに、各地域や防災福祉コミュニティ主催で行う市民参加型の総合訓練の企画、講師派遣や備品の貸し出し等で支援し、市民とともに防災福祉コミュニティづくりに取り組みます。

○ 避難行動要支援者の把握と情報共有

対象者への通知、広報・ホームページ、講座等で避難行動要支援者支援制度の周知・啓発を図ります。また、避難行動要支援者名簿の提供に同意した方の名簿を避難支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員等)へ配付し、見守りネットワークの推進を避難支援者と協議していきます。また、名簿提供に同意していない人への働きかけを進めます。

○ 避難行動要支援者支援プランの推進

避難行動連絡会議を年1回開催してプラン等の確認を実施します。また、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に向け、関係機関と情報共有しながら具体的な取組を実施します。

(2) 生活困窮者への支援

○ 生活困窮者への支援

庁内関係課及び庁外関係機関に生活困窮者自立支援事業に関する周知と積極的な訪問支援等(アウトリーチ)を行い、生活困窮者を早期発見し、相談につなげ、詳細なアセスメントを行ったうえで就労支援や家計相談など自立のためのプランを作成します。

その後、各種支援事業等を活用し自立のための支援を行います。

○ 就労困難者の就労支援体制の推進

障害のある人や高齢者、ひとり親家庭の父母等、就労困難者の就労を促進するため、関係機関との連携による職業相談の実施を図るとともに、すぐに一般就労が難しい就労困難者に対して、就労準備講座や就労準備・訓練事業による支援を実施します。

○ 貧困の連鎖解消へ向けた対応

生活困窮世帯の中学生に対して学習支援事業を行い、貧困の連鎖防止を図ります。

中学3年生に対しては、高校進学のための学習支援を行います。

○ 住宅喪失者への対応

離職等によって、家賃が払えず住まいを失った方、または失う恐れのある方で、支給にあたっての要件を満たした方に対して、家賃相当を期限付きで支給します。

一定の住所を持たない困窮者に対し、安定した住まいを確保できるまでの間、宿泊場所等の提供を行います。

(3)ひきこもりの人を支えるネットワークづくり

○ 関係機関との連携強化

保健所、若者サポートステーションと連携を図り支援を行います。

○ ひきこもりの人とニーズの把握

ひきこもり支援の担当部署を調整し、ニーズの発掘、セミナーの実施に努めます。

(4)成年後見制度利用の促進(岸和田市成年後見制度利用促進計画)

○ 地域連携ネットワークの充実

- ① これまで構築してきた関係機関との連携を地域連携ネットワークとして捉え、引き続き支援します。

また、権利擁護支援会議に参画し、ケースの把握や対応について検討し、関係機関との連携により親族がいない人等の支援や市長申立てを進めます。申立費用の負担や後見人の報酬助成等、成年後見制度の利用促進を図ります。

そして、本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みを整備します。

- ② 権利擁護支援会議の運営に参画し、権利擁護支援が必要と考えられるケースの把握や対応について検討する場を設けるとともに、成年後見制度利用促進のため、関係機関との連携や、親族がいない人等の支援を進めます。

○ 研修会の充実

- ① 担い手の育成・活動の促進を目的に、大阪府、大阪府社会福祉協議会が主催するセミナーを広く周知します。

- ② 成年後見制度や日常生活自立支事業の啓発のため、権利擁護をテーマとした市民向け、専門職向けのセミナーの開催を継続します。

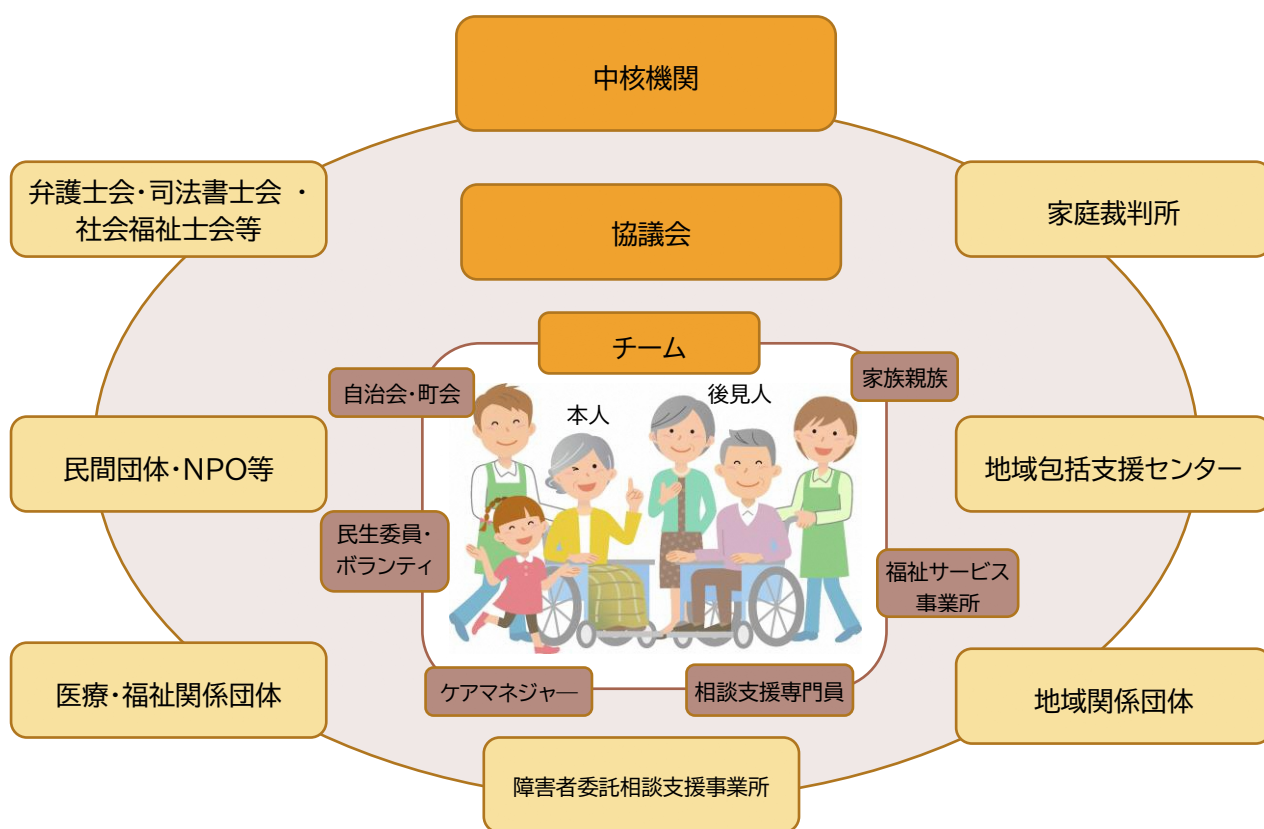
○ 市民後見人の養成

担い手の育成を目的に、財産を管理したり、介護サービスの手続きや契約等の身上監護を行う成年後見人等の新たな担い手として、市民の立場で後見人となる市民後見人を「大阪府後見支援センター」と協力し養成します。また、権利擁護セミナーをとおして、周知啓発を行います。

○ 市民後見人への支援

市民後見人候補者を、受任者調整(マッチング)を目的に、大阪府後見支援センターにバンク登録します。そして、家庭裁判所への候補者の推薦と、家庭裁判所から後見人等を選任された場合に、適切にかつ安心して後見活動できるよう、フォローアップ研修、専門相談等の支援を行います。

地域連携ネットワーク(イメージ)



(5)再犯防止の推進(岸和田市再犯防止推進計画)

○ 庁内の横断的な体制の整備

庁内関係部局で綿密に情報を共有し、関係強化に努めます。

○ 更生保護ネットワークの強化

更生保護ネットワークは、岸和田地区更生保護サポートセンターが中心となり、大阪保護観察所、更生保護施設をはじめ、地域団体、学校、行政、岸和田市社会福祉協議会等の多くの関係機関で構成するネットワークです。

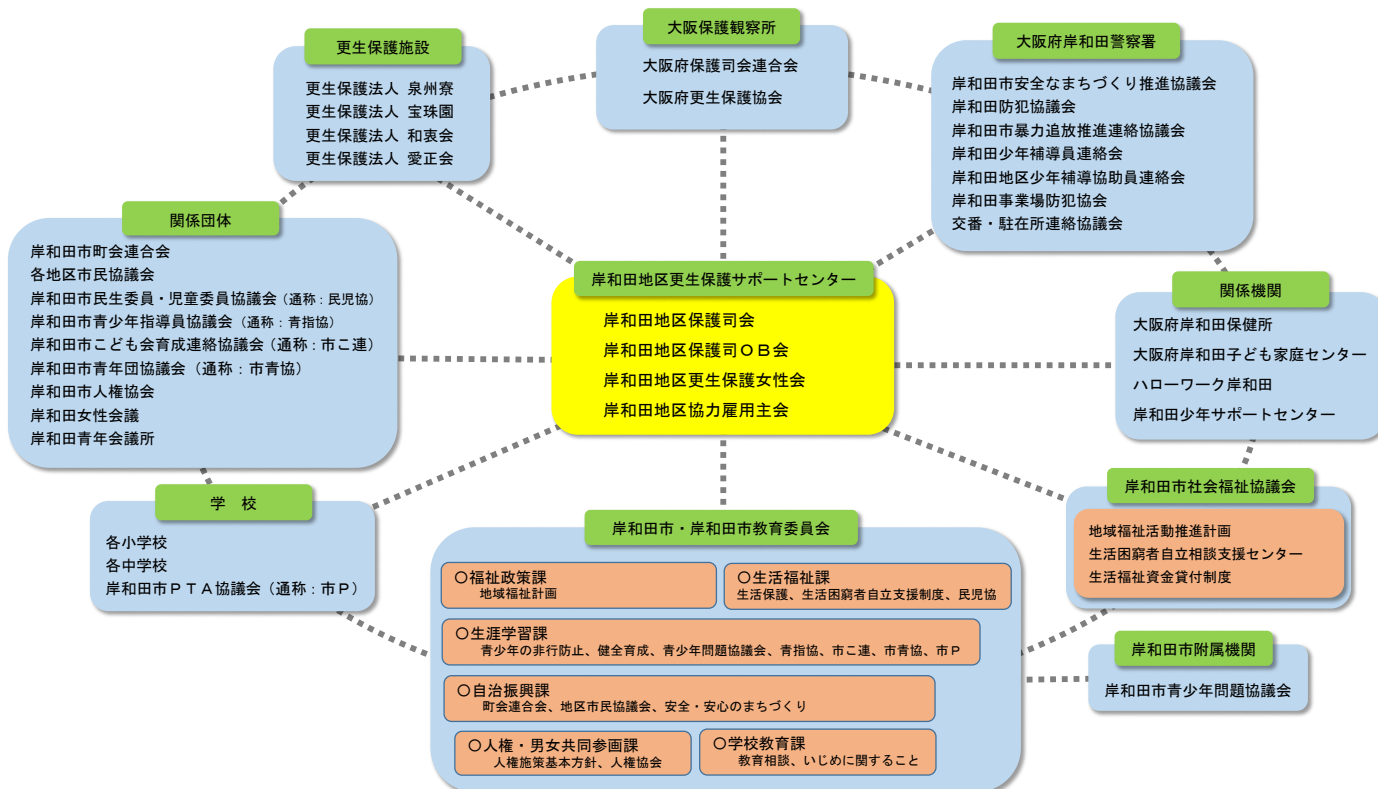
今後も、このネットワークを強化するため、岸和田地区更生保護サポートセンターの運営支援及び連携を図ります。

また、再犯防止に向けての重要となる就労や住まいの支援機関などとの連携の充実を図ります。

○ 保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動支援

保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動支援を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。

更生保護ネットワーク



○ 福祉的な支援による犯罪の防止

貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を活用した支援を行います。

障害や認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることも踏まえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。

○ 広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進するとともに、市ホームページや広報誌において、保護司及び更生活動について周知し、市民の理解を促進します。

薬物や薬物依存症について、関係機関が実施している啓発活動について市のホームページで情報発信します。

(6) 虐待防止・対応のためのしくみづくり

○ (子ども)相談窓口の周知

市民に対し、子どもの虐待を発見した際の相談窓口や対応方法の周知を継続して行います。また、全国共通の児童相談所の虐待通告ダイヤル「189」(いちはやく)の広報活動を実施します。

○ (子ども)連携の強化

子どもの虐待の防止や早期発見のため、関係機関が虐待の認識を深め、課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。

また、虐待だけでなく、養育・非行・不登校等、様々な相談に対応できるように、複数の関係機関との連携を図り、相談担当者の研修を充実します。

さらに、ケース会議を開催し、情報共有、家庭への支援について、関係機関との連携の充実を図ります。

○ (高齢者・障害のある人)虐待防止ネットワークの推進

実務者会議の開催等により関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・充実を推進します。

○ (高齢者・障害のある人)関係機関・事業者等への啓発

介護保険事業所、障害福祉サービス事業所の職員向け虐待防止研修の実施やパンフレットの配布等により、虐待防止の周知、啓発を進めます。

○ (高齢者・障害のある人)被害者の安全確保

虐待を受けた人の一時保護に、いつでも対応できるための居室を確保し、被虐待者の安全確保を図ります。

また、保護した後は、関係機関と連携しながら、安心・安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

○ (DV)相談窓口の周知

地域に出向いての講演会・研修会、街頭啓発等を通じて、DVについての啓発と、相談窓口の周知を行います。

○ (DV)関係機関等との連携の強化

DV被害者支援のため、相談窓口担当者会議で情報共有し、連携強化を図るとともに、警察や大阪府等関係機関との連携を強化します。

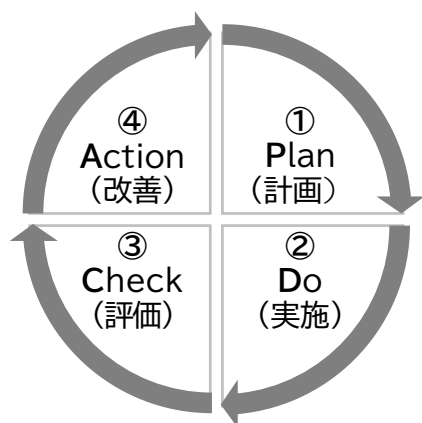
○ (DV)被害者の安全確保

被害者の安全確保を行うため、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼するとともに、同行支援を行います。

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制と評価・検証

本計画は、住民、企業・事業所、市、社協などが連携・協働し着実に推進していきます。そのため、計画の進行管理については、住民、関係団体、学識経験者、市、社協、岸和田地区更生保護サポートセンター等で構成する「(仮)地域福祉推進委員会」を設置します。社会情勢等の動向も十分に踏まえつつ、総合的な進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施します。



<地域福祉計画におけるPDCAサイクル>

- ① 地域福祉計画の策定・改定
- ② 施策・取組の着実な実施
- ③ 実施した施策・取組の検証
- ④ 地域福祉計画の継続的な改善

2. 増進型地域福祉活動を推進する主体

そして、地域団体や学校、企業や商店、サービス提供事業者等、様々な社会の構成員が主体的にそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら取り組むことが重要です。

増進型地域福祉は、まちづくりの土台となる隣近所や町会、自治会等の地縁組織等と行政が連携・協働することで、大きく推進していくことを想定しています。多様化する住民ニーズや広域化する課題が増える状況の中で、従来の縦割りの関係から、横のつながりを重視した関係を築き、それぞれの主体の活動を支援します。

3. 増進型地域福祉活動を支援する主体

増進型地域福祉活動の主体は市民ですが、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等の地域に関わる専門職が、市民が地域活動に取り組んでいくための支援を行うことが必要です。本計画においては、基本目標を「1 支えあい活動の担い手を増やす」、「2 地域で支える活動の基盤の強化」、「3 丸ごと支える仕組の強化」を掲げており、住民による地域活動を基盤とし、地域では解決できない課題に対して、さまざまな専門職が相互連携によるバックアップを行います。

また、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等の専門職が、ニーズの発掘や課題等の分析・調整等を、さまざまな住民、関係団体、関係機関とともに行っていくことが必要です。

第4章 地域福祉計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会に暮らす誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、心豊かに安心して暮らすことができるように、地域社会を基盤として、岸和田市をはじめ社協、社会福祉法人、市民や地域団体、ボランティア団体やNPO法人、企業や商店等、地域社会を構成する様々な主体が協力しあい、ともに生き支えあう地域社会をつくっていかうとする取組やしきみづくりのことです。

誰もがみんなで幸せになるために、本市におけるこれまでの地域福祉のあゆみを引き継ぎ、未来に向けて受け継いでいくことが大切です。

2) 岸和田市における地域福祉のあゆみ

(1) 当事者団体による主体的な活動の展開

地域福祉という言葉がまだ一般的に普及していない昭和40年代以降、障害のある人たちやその家族による盲人福祉協会(現在の視覚障害者協会)や肢体不自由児父母の会(現在の肢体不自由児者父母の会)、手をつなぐ親の会(現在の手をつなぐ育成会)、聴覚障害者福祉会等の当事者団体が組織されるとともに、障害児を守る会(現在の障害児(者)を守る会)、手話サークル「やじろべえ」等の支援者やボランティアの組織化も進み、活発な活動が展開されました。そして、障害のある人たちの働く場や交流の場としての共同作業所づくりの取組が活発に展開されました。

また、働く女性の増加に伴い、主婦を中心に保育所増設の運動が盛り上がり、共同保育所づくりの活動が活発に展開する等、福祉課題を担っている当事者による様々な活動が展開されてきました。

(2) 福祉積極型の施設整備

行政においても、この時期、いながわ療育園、パピースクール、しいのみ学級等の積極的な施設整備を行うとともに、共同保育所への公的助成や公立保育所の増設等の施策を実施しました。また、昭和48年に建設された福祉総合センターの老朽化が進み、地域福祉推進のための拠点機能の充実等を基本方針とした「新福祉総合センター」の整備が完了し、平成29年7月に開館しました。

(3) 地域を基盤とした小地域福祉活動

昭和53年以降、失われつつあるコミュニティの維持・再生を図り、地区内の諸課題の解決に向けて市民が自治的に取り組むことを目的に、コミュニティ計画に基づき、町会・自治会を各小学校

区単位で組織化した「地区市民協議会」が組織化され、その中には福祉部会をはじめ地域課題に応じていくつかの部会が置かれました。

また、社協により、市民主体の住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、小学校区単位で「地区福祉委員会」の組織化が進められ、地区の活動として、平成10年度より市民が中心となって、福祉課題を抱えた市民を地域の中で支える活動である「小地域ネットワーク活動」を推進してきました。

(4) 多様な地域活動の進展

近年では、地域生活課題の複雑化・複合化や、課題分野も福祉に加え、医療・健康、就労、教育等の多岐にわたる分野が課題となってきています。これらを背景に、本市における活動も、地縁組織による地域活動のみならず、ボランティア団体やNPO、当事者団体あるいは子育てサークル等、同じ目的等によって集まり、地域を越えて活動するテーマ型のグループが多く活動するようになっています。そして、こうした活動を支援するために「市民活動サポートセンター」が平成29年に開設され、社協が運営する岸和田市ボランティアセンターと役割分担して、多様な地域活動を支援します。

3) 岸和田市における地域福祉計画

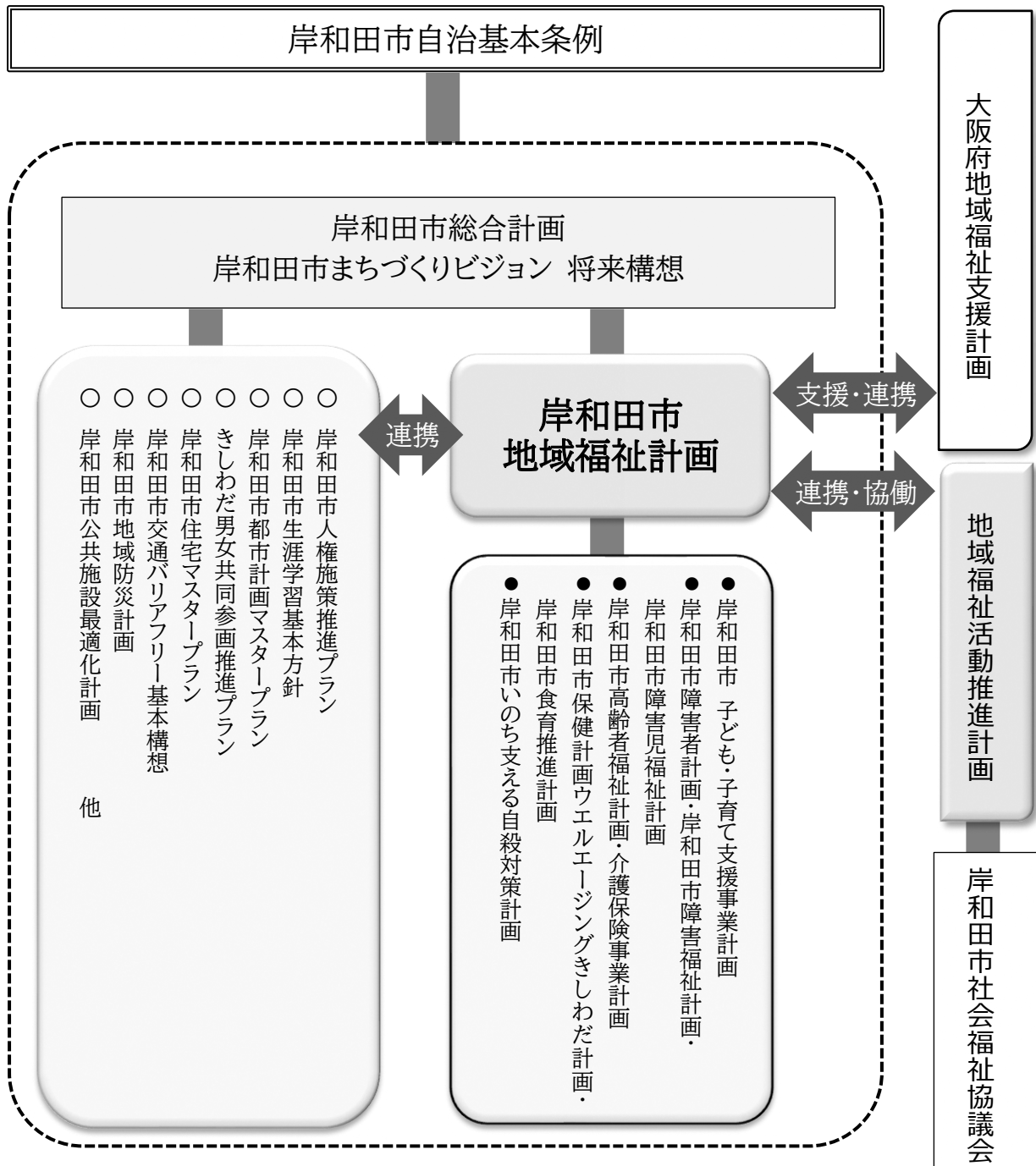
本市では、これまで第2次岸和田市地域福祉計画から、社協地域福祉活動推進計画と一体的に策定し連携、協働しながら地域福祉を推進してきました。第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画を平成28年度に策定し、地域福祉計画に取り組んできましたが、令和3年度で最終年を迎えるにあたり、令和4年度を初年度とする本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

「第4次岸和田市総合計画」(平成23年4月スタート)を上位計画とし、「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年年3月策定)及び「岸和田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(令和3年3月策定)、「第5次岸和田市障害者計画・第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画」を策定しました(令和3年3月策定)、「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」(平成25年3月策定)、「岸和田市公共施設最適化計画」(平成28年3月策定)等との整合に配慮しながら策定しています。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「岸和田市成年後見制度利用促進計画」、及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「岸和田市再犯防止推進計画」、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

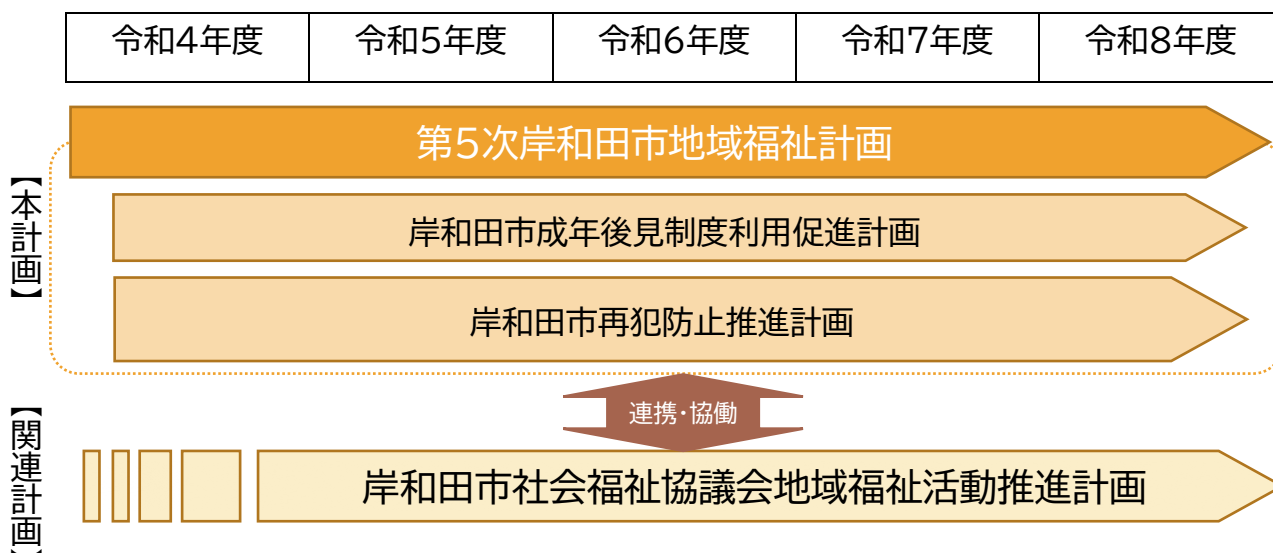
第5次岸和田市地域福祉計画と他の関連計画との関係



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

これまで一体的に策定してきた社協地域福祉活動計画とは、それぞれ独立しますが、施策の展開にあたっては、連携、協働を図りながら一体的に取り組みます。



4. 法制度の動向

1) 社会福祉法の改正

全国的に少子高齢化、単独世帯の増加が進む中、先述のとおり、人々が生活する上での生活課題は複合化・複雑化し、また、人口減少による地域の活力や持続可能性の低下は、地域・家庭・職場といった生活の場における支えあいの基盤を弱める可能性があります。人と人、地域と地域の結びつきの再構築により、孤立せずに地域住民が自分らしい生活を送ることができるような社会のあり方が求められています。

国は、このような社会的背景を踏まえ、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めています。

地域共生社会の実現は、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとされ、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、平成30年4月に施行されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに計画が策定されていた内容について、共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置づけることとされました。

また、令和2年法改正では、「事業を実施する場合」とされていた包括的な支援体制の整備が、努力義務に基づくものとする観点から、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」として、地域福祉計画に盛り込むこととされました。

2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

認知症や障害を抱えている判断能力の十分でない人に代わって財産管理や契約を行う後見人を選任する成年後見制度が平成12年から始まっていますが、一方、制度の理解や周知が普及しないため十分に利用されていない状況です。このような状況を是正するため、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年5月に施行、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることと定められています。

なお、社会福祉法の改正により、市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護のあり方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと示され、地域共生社会の一端を担うものであることから、本計画は「岸和田市成年後見制度利用促進計画」を包含するものとして策定しています。

3) 再犯の防止等の推進に関する法律の成立

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

これを受けて、本市においても法を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、本計画は「岸和田市再犯防止推進計画」を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとして策定しています。

なお、岸和田市再犯防止推進計画の対象は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。この「犯罪をした者等」には、刑務所出所者や保護観察対象者だけでなく、起訴猶予処分が予定されている被疑者等を再犯防止施策の対象に含めます。